

改善状況報告書

2025 年 7 月 3 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表取締役 高 橋 健 治

2024 年 12 月 19 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 505 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

内容

1. 経緯	2
(1) 過年度決算訂正の内容	2
ア. 訂正した過年度決算短信等	2
イ. 過年度決算短信等の訂正による連結業績への影響額の概要	3
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因	8
ア. 不適切な会計処理が発覚した経緯	8
イ. 不適切な会計処理の原因となった行為の概要	9
ウ. 繰延税金資産の取り崩し	13
エ. 不適切な会計処理の内容	13
オ. 不適切会計の認識・動機・目的等	14
第2. 改善報告書提出後の決算訂正	15
第3. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等	16

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

当社は、当社の連結子会社である Shinwa Prive 株式会社におけるプライベートセールに関する不適切な会計処理に関し、2024 年 9 月 10 日に第三者委員会の調査報告書を開示し、同年 11 月 5 日過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出して過年度の決算短信訂正を行い、第 30 期（2020 年 5 月期）から第 34 期（2024 年 5 月期）第 3 四半期までの訂正後の連結財務諸表および第 3 5 期（2024 年 5 月期）の連結財務諸表について限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書および四半期レビュー報告書を 2024 年 11 月 1 日に受領いたしました。訂正した過年度決算短信等及び業績への影響額¹については、以下のとおりです。

ア. 訂正した過年度決算短信等

【有価証券報告書】

第 30 期（自 2018 年 6 月 1 日 至 2019 年 5 月 31 日）
第 31 期（自 2019 年 6 月 1 日 至 2020 年 5 月 31 日）
第 32 期（自 2020 年 6 月 1 日 至 2021 年 5 月 31 日）
第 33 期（自 2021 年 6 月 1 日 至 2022 年 5 月 31 日）
第 34 期（自 2022 年 6 月 1 日 至 2023 年 5 月 31 日）

【四半期報告書】

第 31 期第 1 四半期（自 2019 年 6 月 1 日 至 2019 年 8 月 31 日）
第 31 期第 2 四半期（自 2019 年 9 月 1 日 至 2019 年 11 月 30 日）
第 31 期第 3 四半期（自 2019 年 12 月 1 日 至 2020 年 2 月 29 日）
第 32 期第 1 四半期（自 2020 年 6 月 1 日 至 2020 年 8 月 31 日）
第 32 期第 2 四半期（自 2020 年 9 月 1 日 至 2020 年 11 月 30 日）
第 32 期第 3 四半期（自 2020 年 12 月 1 日 至 2021 年 2 月 28 日）
第 33 期第 1 四半期（自 2021 年 6 月 1 日 至 2021 年 8 月 31 日）
第 33 期第 2 四半期（自 2021 年 9 月 1 日 至 2021 年 11 月 30 日）
第 33 期第 3 四半期（自 2021 年 12 月 1 日 至 2022 年 2 月 28 日）

¹ 第三者委員会報告書による指摘の後、当社の自主的レビュー及び監査法人の指摘を踏まえて行った訂正も含んでおります。

第34期第1四半期（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）
 第34期第2四半期（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）
 第34期第3四半期（自 2022年12月1日 至 2023年2月28日）
 第35期第1四半期（自 2023年6月1日 至 2023年8月31日）
 第35期第2四半期（自 2023年9月1日 至 2023年11月30日）
 第35期第3四半期（自 2023年12月1日 至 2024年2月29日）

【決算短信】

2019年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
 2020年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
 2021年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
 2022年5月期 決算短信 [日本基準](連結)
 2023年5月期 決算短信 [日本基準](連結)

【四半期決算短信】

2020年5月期 第1四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2020年5月期 第2四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2020年5月期 第3四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2021年5月期 第1四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2021年5月期 第2四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2021年5月期 第3四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2022年5月期 第1四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2022年5月期 第2四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2022年5月期 第3四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2023年5月期 第1四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2023年5月期 第2四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2023年5月期 第3四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2024年5月期 第1四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2024年5月期 第2四半期決算短信 [日本基準](連結)
 2024年5月期 第3四半期決算短信 [日本基準](連結)

イ. 過年度決算短信等の訂正による連結業績への影響額の概要

(単位：千円)

会計年度	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B - A)	増減率 (%)
第 30 期 (2019 年 5 月 期) 通期	売上高	2,932,458	2,928,754	△3,703	△0.1%
	営業利益	△86,047	△95,163	△9,115	△10.6%
	経常利益	△134,967	△144,082	△9,115	△6.8%
	親会社株主に帰 属する当期純利 益	△56,546	△63,514	△6,968	△12.3%
	総資産	4,735,676	4,728,708	△6,968	△0.1%
	純資産	1,895,937	1,888,969	△6,968	△0.4%
第 31 期 (2020 年 5 月 期) 第 1 四半期 自 2019 年 6 月 至 2019 年 8 月	売上高	270,663	274,367	3,703	1.4%
	営業利益	△164,379	△155,264	9,115	5.5%
	経常利益	△175,470	△166,355	9,115	5.2%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△123,903	△116,935	6,968	5.6%
	総資産	4,314,096	4,314,096	—	—
	純資産	1,842,542	1,842,542	—	—
第 31 期 (2020 年 5 月 期) 第 2 四半期 自 2019 年 9 月 至 2019 年 11 月	売上高	1,151,105	1,154,808	3,703	0.3%
	営業利益	△130,942	△121,827	9,115	7.0%
	経常利益	△141,983	△132,867	9,115	6.4%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△109,522	△102,554	6,968	6.4%
	総資産	3,785,336	3,785,336	—	—
	純資産	1,953,155	1,953,155	—	—
第 31 期 (2020 年 5 月 期) 第 3 四半期 自 2019 年 12 月 至 2020 年 2 月	売上高	1,477,050	1,474,067	△2,982	△0.2%
	営業利益	△115,968	△108,569	7,399	6.4%
	経常利益	△132,847	△125,448	7,399	5.6%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	△153,114	△147,269	5,845	3.8%
	総資産	3,555,638	3,554,516	△1,122	△0.0%
	純資産	1,908,807	1,907,684	△1,123	△0.1%
第 31 期	売上高	1,719,155	1,721,889	2,733	0.2%

(2020年5月期) 通期	営業利益	△271,469	△262,878	8,590	3.2%
	経常利益	△322,739	△314,148	8,590	2.7%
	親会社株主に帰属する当期純利益	△305,705	△425,220	△119,514	△39.1%
	総資産	3,085,092	2,960,114	△124,978	△4.1%
	純資産	1,760,373	1,633,890	△126,483	△7.2%
第32期	売上高	227,053	227,053	—	—
(2021年5月期) 第1四半期 自2020年6月 至2020年8月	営業利益	△86,266	△85,467	799	0.9%
	経常利益	△93,114	△92,315	799	0.9%
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△95,562	△95,230	331	0.3%
	総資産	2,909,283	2,784,637	△124,646	△4.3%
	純資産	1,666,799	1,540,648	△126,151	△7.6%
第32期	売上高	1,335,152	1,259,425	△75,727	△5.7%
(2021年5月期) 第2四半期 自2020年9月 至2020年11月	営業利益	25,060	△22,880	△47,940	△191.3%
	経常利益	9,645	△38,295	△47,940	△497.0%
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△89,347	△119,244	△29,896	△33.5%
	総資産	2,922,115	2,759,667	△162,448	△5.6%
	純資産	1,675,256	1,518,876	△156,380	△9.3%
第32期	売上高	1,689,470	1,676,470	△13,000	△0.8%
(2021年5月期) 第3四半期 自2020年12月 至2021年2月	営業利益	△32,965	△33,316	△351	△1.1%
	経常利益	△45,689	△46,040	△351	△0.8%
	親会社株主に帰属する四半期純利益	△152,745	△150,042	2,702	1.8%
	総資産	2,651,748	2,529,473	△122,275	△4.6%
	純資産	1,610,065	1,486,285	△123,780	△7.7%
第32期	売上高	2,813,145	2,283,900	△529,244	△18.8%
(2021年5月期) 通期	営業利益	211,998	30,934	△181,064	△85.4%
	経常利益	198,421	17,356	△181,064	△91.3%
	親会社株主に帰属する当期純利益	23,367	△155,202	△178,569	△764.2%

	属する当期純利益				
	総資産	3,239,184	3,034,125	△205,059	△6.3%
	純資産	1,781,272	1,476,219	△305,053	△17.1%
第33期	売上高	388,411	349,621	△38,790	△10.0%
(2022年5月期)	営業利益	22,179	1,795	△20,384	△91.9%
	経常利益	19,707	△676	△20,384	△103.4%
第1四半期 自2021年6月 至2021年8月	親会社株主に帰属する四半期純利益	3,461	21,578	18,117	523.5%
	総資産	2,556,549	2,851,699	295,150	11.5%
	純資産	1,877,177	1,590,243	△286,934	△15.3%
第33期	売上高	921,787	1,044,647	122,859	13.3%
(2022年5月期)	営業利益	53,005	148,007	95,001	179.2%
	経常利益	67,393	162,394	95,001	141.0%
第2四半期 自2021年9月 至2021年11月	親会社株主に帰属する四半期純利益	31,874	145,870	113,995	357.6%
	総資産	4,330,026	4,562,813	232,787	5.4%
	純資産	2,932,752	2,741,695	△191,057	△6.5%
第33期	売上高	1,443,897	1,467,607	23,710	1.6%
(2022年5月期)	営業利益	26,824	92,387	65,563	244.4%
	経常利益	43,988	109,551	65,563	149.0%
第3四半期 自2021年12月 至2022年2月	親会社株主に帰属する四半期純利益	△35,891	44,294	80,186	223.4%
	総資産	4,116,610	4,348,279	231,669	5.6%
	純資産	2,824,227	2,599,362	△224,865	△8.0%
第33期	売上高	2,629,466	2,968,079	338,613	12.9%
(2022年5月期)	営業利益	409,518	457,135	47,617	11.6%
	経常利益	422,297	469,914	47,617	11.3%
通期	親会社株主に帰属する当期純利益	144,436	193,967	49,530	34.3%
	総資産	4,158,261	4,371,203	212,942	5.1%

	純資産	3,023,546	2,768,024	△255,522	△8.4%
第 34 期 (2023 年 5 月 期) 第 1 四半期 自 2022 年 6 月 至 2022 年 8 月	売上高	584,324	526,383	△57,940	△9.9%
	営業利益	17,144	△31,066	△48,211	△281.2%
	経常利益	22,306	△19,089	△41,396	△185.6%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	5,858	△30,029	△35,888	△612.6%
	総資産	4,368,958	4,312,565	△56,393	△1.3%
	純資産	3,189,354	2,897,943	△291,411	△9.1%
第 34 期 (2023 年 5 月 期) 第 2 四半期 自 2022 年 9 月 至 2022 年 11 月	売上高	1,477,482	1,409,950	△67,531	△4.6%
	営業利益	220,157	177,336	△42,820	△19.5%
	経常利益	224,719	175,486	△49,233	△21.9%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	163,285	121,109	△42,175	△25.8%
	総資産	5,925,029	6,003,079	78,050	1.3%
	純資産	3,345,120	3,047,422	△297,698	△8.9%
第 34 期 (2023 年 5 月 期) 第 3 四半期 自 2022 年 12 月 至 2023 年 2 月	売上高	2,117,075	2,023,429	△93,645	△4.4%
	営業利益	228,858	196,750	△32,108	△14.0%
	経常利益	277,359	214,520	△62,838	△22.7%
	親会社株主に帰 属する四半期純 利益	181,755	121,611	△60,144	△33.1%
	総資産	5,088,241	5,006,073	△82,168	△1.6%
	純資産	3,357,515	3,041,849	△315,666	△9.4%
第 34 期 (2023 年 5 月 期) 通期	売上高	3,647,215	3,486,565	△160,650	△4.4%
	営業利益	544,189	516,384	△27,804	△5.1%
	経常利益	576,582	514,502	△62,080	△10.8%
	親会社株主に帰 属する当期純利 益	373,722	305,032	△68,689	△18.4%
	総資産	5,054,732	4,969,798	△84,934	△1.7%
	純資産	3,555,057	3,230,845	△324,212	△9.1%
第 35 期 (2024 年 5 月	売上高	397,695	410,404	12,709	3.2%
	営業利益	△154,396	△154,582	△185	△0.1%

期)	経常利益	△148,529	△148,715	△185	△0.1%
第1四半期	親会社株主に帰属する四半期純利益	△173,996	△177,690	△3,694	△2.1%
自2023年6月	総資産	4,013,083	3,925,725	△87,358	△2.2%
至2023年8月	純資産	3,410,231	3,082,325	△327,906	△9.6%
第35期	売上高	1,207,953	1,116,662	△91,290	△7.5%
(2024年5月	営業利益	9,900	△68,346	△78,247	△790.4%
期)	経常利益	19,900	△58,346	△78,247	△393.2%
第2四半期	親会社株主に帰属する四半期純利益	△33,242	△119,417	△86,175	△259.2%
自2023年9月	総資産	4,797,926	4,600,542	△197,384	△4.1%
至2023年11月	純資産	3,595,728	3,185,341	△410,387	△11.4%
第35期	売上高	1,594,442	1,458,790	△135,651	△8.5%
(2024年5月	営業利益	△136,887	△216,203	△79,315	△57.9%
期)	経常利益	△103,667	△182,983	△79,315	△76.5%
第3四半期	親会社株主に帰属する四半期純利益	△317,374	△395,852	△78,477	△24.7%
自2023年12月	総資産	4,257,158	4,173,981	△83,177	△2.0%
至2024年2月	純資産	3,237,590	2,834,901	△402,689	△12.4%

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

ア. 不適切な会計処理が発覚した経緯

当社は、本年3月頃に外部機関からの指摘を踏まえて社内で検討した結果、①当社の子会社である Shinwa Prive 株式会社（以下、「PRV」といいます。）が行った絵画等の売買取引（プライベート・セール）を実質的には金融取引等と処理すべきではないか、②アート取引が売買契約締結時に売上計上されているところ、引渡時に売上計上されるべきではないか、及び、③その他の会計上の疑義（以下「本件疑義」といいます。）に関して調査する必要があると認識しました。

そのため、当社は、2024年7月4日、第三者委員会（以下、「第三者委員会」という。）を設置することとし、また、これに伴う通期決算発表の延期を適時開示しました（「2024年5月期決算発表の延期に関するお知らせ」）。第三者委員会の構成、調査目的、調査期

間は、以下の通りです。

①第三者委員会の構成

- ・委員長：弁護士 高橋 直（弁護士法人一番町綜合法律事務所）
- ・委員：弁護士 横張 清威（弁護士法人トライデント）
- ・委員：公認会計士 淡路 洋平（ふじみ監査法人）

②調査目的

- ・本件疑義に係る事実関係及び会計処理の調査
- ・本件疑義に類似する事象の存否及び会計処理の調査
- ・上記①及び②の結果、発見された事項の発生原因の分析と再発防止策の策定・提言
- ・その他、第三者委員会が必要と認める事項

③調査期間

2024 年 7 月 4 日から 2024 年 9 月 5 日まで

イ．不適切な会計処理の原因となった行為の概要

PRV は当社の連結子会社であり、アート作品の相対取引（プライベートセール）の事業を行っているところ、第三者委員会の調査及びその後の当社自主調査によって、会計上、同社の売買取引として処理されていた取引の中に、金融取引と評価すべきものが存在することが確認されました。また、アート作品売却後の PRV の関与（支配）継続の疑いがある取引及び新収益認識基準に則った会計処理が行なわれていなかった取引があることも確認されました。各取引の概要は以下のとおりです。

（ア）シャガール「リラの花束」に係る不適切な取引

シャガール「リラの花束」は、PRV から販売先（A 社²）に売却する売買契約書が締結されたが（2021 年 5 月 31 日付け）、実際には A 社と 8 法人 2 個人との間で持分売買契約が締結されていた。一連の契約は、海外オークションでの売却による金銭分配を前提とした持分購入者による投資商品の共同購入として行われたものであり、持分購入者に対する実質的な売主は PRV であることを前提として行われていた。また、持分購入先 8 法人のうち、少なくとも 1 社（B 社）との間で、令和 3（2021）年 7 月 25 日付けで当時の当社代表取締役（a 氏）、および PRV の取締役（b 氏）による元本保証の覚書が交わされ、また、持分購入者 e 氏に対して、a 氏個人が元本保証する旨の記載がある説明資料を b 氏が使用していた。

同作品は、Asian Art Auction Alliance Company Limited³（以下、「AAAA」という。）の名義でクリスティーズ（上海）のオークションに出品され、2022 年 3 月 1 日に落札

² 2024 年 9 月 10 日付「第三者委員会の調査報告書に関するお知らせ」でもお知らせしたとおり、第三者委員会の調査報告書では、個人情報および機密情報保護等の観点から、部分的な非開示処理を施しております。そのため、本報告書においても、第三者委員会が非開示とした箇所については、本報告書においても非開示処理を施しています。

³ 同社株式の 21.1%を SWH が保有し、同社の董事（香港法上代表権のある取締役）の一人は a 氏であった。今回の訂正前には同社との取引は関連当事者取引とされていなかったが（後述（エ）参照）、今回の訂正において関連当事者取引として取り扱った。

されたが、関係者の想定を下回る額（落札手数料控除後 1550 万人民币元、約 2 億 8318 万円。同日の為替レートは 1 元＝約 18.275 円）となった⁴。その結果、持分売買代金合計 380,000,000 円と比較して、90,000,000 円の損失（為替差益控除後）が発生した。これに対して、AAAA から PRV を経由して、A 社に対し、2022 年 5 月 9 日から同年 6 月 29 日までの間に 3 回に分けて合計 380,000,000 円が送金され、その結果、持分購入者全員に対して損失分を穴埋めし、元本保証していた場合と同様の結果となる補填を行った。

A 社は PRV と持分購入者との間に便宜上介在したに過ぎなかったこと、持分購入者に対する作品の引渡しはなく、実際に上記のとおり PRV から A 社に対して売買代金と同額がそのまま返金（元本保証していた場合と同様の結果となる補填）がなされていること、一部の持分譲渡先との間で損失補填の合意をしていることが判明していること等の事情があり、一連の取引は全体として金融取引（上記持分購入者から A 社を介して 3 億 8000 万円を借り入れ、同額を後に返金した取引）であると評価すべきとの第三者委員会の指摘を踏まえ、当社は、2021 年 5 月期に計上されていた 3 億 8000 万円（税抜後の金額 345,454,546 円）の売上計上を取り消し、同額を PRV が 2021 年 5 月に借り入れて 2022 年 5～6 月に同額を返金したものととして修正計上し、また、オークション落札により 2022 年 5 月期に約 2 億 8318 万円の売上げ、AAAA から 9000 万円の借り入れ、為替差益約 682 万円とする等の修正会計処理を行うことになった。

以上について、b 氏及び a 氏は、会社の総務経理を含む関係者には情報を伝えないまま実行し、その結果、適切な会計処理を妨げた責任がある。

なお、上記覚書について a 氏は関与を否定しているが、第三者委員会の調査結果を覆すに足る証拠は見当たらない。

（イ）作者①「作品 I」の取引

PRV が 2022 年 2 月に 110,000,000 円（税込）で売却した後、同年 12 月に代金 121,000,000 円（税込）で上記作品を買い受けたことを前提に、前者を売上げ、後者を仕入れとする会計処理が行われていたが、修正会計処理においては、実質的に金融取引（利息 10%での資金の借入れ及び返済）とする処理を行った。

上記作品 I の取引に関する買戻し約束（オークション出品を前提とした取引であったが、オークションでの落札額にかかわらず、顧客に対して代金相当額に 10%を加えた額を支払う旨の合意）について、b 氏及び a 氏は、会社の総務経理を含む関係者には情報を伝えないまま実行し、その結果、適切な会計処理を妨げた責任がある。

上記買戻しの約束を認識していたかについて、a 氏は否定しているが、第三者委員会の認定⁵及びその認定根拠（フォレンジック結果）に照らすと、a 氏には認識があったとの推認を覆すに足る証拠はない。

⁴ 落札日の直前の同年 2 月 24 日にロシアによるウクライナ侵攻が開始されるという事象があった。

⁵ 第三者委員会報告書 48 頁には、a 氏と b 氏との 2022 年 11 月 12 日のチャットにおいて作者①作品 I に関して買戻し合意があったことを前提とするやり取りがあったこと等が指摘されている

(ウ) 作者②に係る作品の取引

a 作者②が制作した作品 17 点の D 社との取引

PRV と D 社との間で、オークション出品条項（PRV はオークション後に落札の成否にかかわらず代金に 5% を上乗せして D 社に支払うとされている）が明記された別作品（作者③）に関する売買契約書（2022. 8. 31 付け）があったが、これらの作品の仕入れができず、売買対象の作品が作者②の作品に変更となった経緯がある（元の作品のまま取引が完了していれば、売買契約書に基づき管理部門や監査法人の検討の対象となり、売上計上はなされなかったものと考えられる。なぜなら、相手方 E 社との別の取引においては、2022 年 8 月 31 日付け売買契約書で同趣旨の条項が記載されていたところ、同取引においては売却額の売上げ計上はなされていないためである。ただし、「買戻し」の際の上乗せ金額（900 万円）が金利処理されていなかった、という点では同取引にも会計処理の不徹底があった）。しかしながら、売買対象となる作品変更後の D 社との上記取引は、社内において、従前の売買契約書のオークション出品条項が適用になるとの社内的認識・確認は必ずしも明確でないままであり、その状況の下で、販売委託料売上の計上について変更の処理をしないままとなっていた（なお、d 氏による調査を受けて、売上取消しがなされたと誤認していた者も存在していた）。しかし、会社による調査の結果（本年 9～10 月）、当初のオークション出品条項（実質は買戻し約束に相当）は、対象作品変更後も維持されており、同約束にしたがった取引が実行されていたという事実関係が認められた。

PRV が 2022 年 8 月に 60,000,000 円（税込）で売却した後、2023 年 1 月に代金 63,000,000 円（税込）で上記作品を買い受けたことを前提に、前者の 60% 相当額（税抜き後 32,727,273 円）を販売委託料とする売上げ、後者を仕入れとする会計処理が行われていたが、修正会計処理においては、実質的に金融取引（利息 5%）とする処理を行った。

以上について、b 氏は、会社の総務経理を含む関係者との間で十分な情報共有・説明をしない状況で取引を実行し、その結果、適切な会計処理を妨げた責任がある。

b 作者②の作品 5 点の C 社との取引

2023 年 1 月 31 日付けの覚書（a 氏及び b 氏を一方当事者として実印が押印され、他方当事者を C 社とするもの）に買戻し条項があり、この買戻し約束を認識していたかについて a 氏は否定しているが、第三者委員会の調査結果及び、当該覚書に個人実印が押印されていたことに照らすと、a 氏が関知していたと推認するのが合理的であり、これを覆すにたる証拠は見当たらない。

なお、同覚書は、2023 年 4 月頃、d 氏の調査で社内的に明らかとなり、当該取引の売上計上はなされなかった。

(エ) それ以外の取引

第三者委員会報告書の「第 6 不適切な会計処理の概要」において具体的に指摘がなされた取引のうち、上記以外の取引であって、本年 11 月 5 日付けの過年度訂正の対象となった取引は、8 点（契約書の本数ベース）、金額合計 2 億 4300 万円（訂正前の売上げ額（税込み）ベース）であり、第三者委員会報告書の指摘も踏まえて以下の

とおり訂正処理を行った(なお、1 点は ATX を売主とするものである)。

このうち、当社グループ (PRV) により売却後に買戻し行為が行われたのは、2022 年 8 月に契約がなされた 2 点である(このうち 1 点は上記 (ウ) a で触れた E 社との取引であり訂正前においても売上げ計上されていなかったが、買戻し時の差額 900 万円を利息とする訂正処理を行った。もう 1 点は、売上額 5500 万円(税込み)、買戻し額 5800 万円(仕入額及び仮払消費税)とされていたが、金融取引として訂正処理し、差額を金利として処理した)。

それ以外の 6 点・計 1 億 8800 万(税込み)の売却については、監査役 d 氏の調査以後に行われたものであり、当社グループがいわゆる買戻しを行った事実はないものの(なお、第三者委員会報告書の指摘内容も、他の取引と異なり、金融取引の「疑い」とするに留まるものであった)、これらの取引については、アート作品売却先の顧客に対する引渡し (PRV の支配から確定的に離れたこと) を示す証憑の受領等に関する問題があり、当社グループ (PRV) の関与を離れて作品に対する支配を獲得する買主に対して転売がなされたことが確認されるまで売上を繰り延べることが適切であると判断した(各売却先から改めて、納品日の確認に加えて買戻し約束・元本保証等の合意がないことを確認する経緯確認書等を取得し、その時点をもって売上げ計上することとした。この結果、2023 年 5 月期第 3 四半期に売上げ計上されていた 4400 万円(税込み)について 2025 年 5 月期第 2 四半期に訂正計上し、2023 年 5 月期第 4 四半期に売上げ計上されていた 4900 万円(税込み)について 2024 年 5 月期第 3 四半期に訂正計上し、2024 年 5 月期第 2 四半期に売上げ計上されていた 9500 万円(税込み)について 2025 年 5 月期第 2 四半期に訂正計上する訂正処理を行うこととなった)。

また、このうち、1 取引・1200 万円は、a 氏を署名者とする AAAA との間で売買契約書が締結されていたが、当時の各子会社の社内認識として、実質は海外顧客との取引であってそれが AAAA を介して行われただけであるという認識から、AAAA を相手方とする取引に関して関連当事者性や利益相反取引該当性の検討対象とする必要はないとの理解で実務が行われており、利益相反取引の監視状況として不備があった。

(オ) いわゆる「期ずれ」の問題

当社グループのプライベートセールの収益認識は、原則は入金が完了した時点としつつ、契約書日から遠くない日までに支払総額の 1/2 以上支払われていることを条件として契約締結日を売上計上日とすることも認めていたが、実態として入金が完了した時点を売上の原則ではなく、例外である契約書締結日での売上計上が原則となっていた。

会計処理の修正にあたっては、アート作品の売却先(顧客)から改めて納品日を確認する受領書を取得し、引渡し日に売上計上日を訂正した。なお、アート作品の売却先(顧客)から受領書を改めて取得できなかった取引については、入金完了日に売上計上日を訂正した。

ウ 繰延税金資産の取り崩し

(ア) PRV の繰延税金資産の取崩し

不適切な会計処理の訂正に伴い、2021 年 5 月期以降 PRV の繰延税金資産の回収可能性はないと認められることから、2021 年 5 月期において計上していた繰延税金資産 2709 万円を取り崩し、以降に計上された税効果にかかる仕訳を取り消しました。

(イ) 当社単体の繰延税金資産の取崩し⁶

2020 年 5 月期に計上した繰延税金資産 1 億 1212 万円の回収可能性はないと認められることから、2020 年 5 月期において取崩しを行い、以降に計上された繰延税金資産も取り崩しました。

エ. 不適切な会計処理の内容

(ア) 収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 30 号）69 項では、「企業が商品又は製品を買い戻す義務（先渡取引）あるいは企業が商品又は製品を買い戻す権利（コール・オプション）を有している場合には、顧客は当該商品又は製品に対する支配を獲得していない。商品又は製品の買戻価格が当初の販売価格以上の場合には、当該契約を金融取引として処理する。」と記載されており、売買契約があっても金融取引として会計処理すべき場合があるとされています。

しかしながら、PRV は、取引先との間で買戻し約束の覚書を締結し、もしくは口頭で買戻しの約束（オークション出品を前提としつつ、オークションでの落札額にかかわらず代金相当額に利息相当額を加えた額を支払う旨の合意）をする場合があったことから、これらの取引については、売買契約があっても金融取引として会計処理すべきものでした。また、販売価格以上での買戻条項に類似する約束があったと認定した取引は、売上の取消し、借入金の計上、支払利息の発生等が生じる場合があり、さらに、契約書において入金まで所有権が移転しないとされている取引のうち、同じ四半期内に支払いが行われていない取引は、売上計上について期ずれが発生することから、当社が行っていた会計処理は、適切なものではありませんでした。

(イ) そのため、当社は、過年度有価証券報告書、四半期報告書、決算短信ならびに四半期決算短信の訂正を行うことを余儀なくされました。

⁶ 繰延税金資産計上当時、コロナ禍の特殊状況下で繰延税金資産の回収可能性の判断が困難な中、社会の概況等も踏まえた当時の経営判断として計上しておりましたが、今回の過年度訂正の作業に際し、経理部を含む現経営執行メンバーが改めて検討した結果、保守的な会計処理という考え方にに基づき、より厳格な判断という観点で繰延税金資産の回収可能性についての考え方（会社分類）を改めるべきと判断した結果、取り崩すに至ったものです。

オ．不適切会計の認識・動機・目的等

本件における一連の不適切会計に関する認識・動機・目的等は、以下の通りです。

- (ア) 上記の通り、a 氏および b 氏の両名は、PRV における取引の条件や全体像について、当社取締役会、監査役会、管理部門等に対して報告を行わず、また、a 氏は第三者委員会の調査等に対して、不適切な会計処理の原因となった単純売買とは異なる特約への関与を否認していた。
- (イ) しかしながら、a 氏、b 氏両名の行為は、期中における売上獲得を重視し、単純売買とは異なる形態の取引を行い、その際に会計ルールや法的論点を含むリスク等の検討を十分に行わず、会社としてそのような検討を行うことを妨げたものといえる。

上場会社の社内管理体制としては、こうした検討は、必要に応じて専門家の意見を求めた上で、社内の合議体において透明性のある形でなされるべきものであるが、a 氏および b 氏の両名は、この点を軽視していたのではないかと考えられる。

不適切会計に関する認識・動機・目的に関し、上記イ (ア) ～ (ウ) の各取引ごとの事情はあるものの、b 氏の認識や両氏の行為態様に鑑みると、これらの取引に共通して、各期・各四半期時点での (早期の) 売上計上を強く意識していたことが目的・動機となっていたものと考えられ、その認識の基礎には、以下のとおり、会計処理に関する誤った認識やコンプライアンスの軽視・鈍磨があったのではないかと考えられ (a 氏は上記のとおり各事前特約に関する認識を否認しており、目的・動機に関する本人の説明はなされていないが、当社としては、a 氏・b 氏の両名いずれも同様に評価できると考えている)。具体的には、a 氏及び b 氏は、上記対象取引において、売上計上時期をも意識した結果、売買契約を締結するにあたり、個人の判断で元本保証 (両名の個人名によるもの) や買戻し等の特約をしても大きな問題ではないという認識を持ち、係る特約を含む取引の全体像に関する情報を管理部門と共有する必要があるという認識も欠けていた (すなわち、コンプライアンスを軽視していた。) のではないかと考えられる。両名の意識には、会計知識の欠如 (契約日付で売上計上が可能であるとの誤った理解、上記特約がある場合に会計処理に影響が生じ得るという理解の欠如) も影響していたと考えられるが、2022 年 10 月以降は、両名は買戻し等の特約が問題行為であること (買戻し約束等がある場合には売上計上できないこと) を認識していたと推認され、この観点からは、2023 年 1 月に E 社との取引において、売買契約書とは別に覚書を作成することで買戻しを実施しようとした b 氏の行為は重大な問題行為であった (この点が d 氏の調査によって 2023 年 4 月頃に発覚することとなった)。また、d 氏の調査がなされることとなった時点で、a 氏および b 氏は、以後同様の行為を行わないだけでなく、過去の買戻し特約付売買契約 (上記の作者①「作品 I」の取引等) について当社取締役会や監査役会に報告すべきであったにもかかわらず、実際には、当社取締役会や監査役会へ報告することはなかった。このような a 氏および b 氏の対応は、いわば当社に対して真相を隠していたものであり、コンプライアンス意識が鈍磨していたものと言わざるを得ない。

第2．改善報告書提出後の決算訂正

2024年12月19日、当社は改善報告書を株式会社東京証券取引所に提出いたしましたが、2025年1月16日付「(訂正・数値データ訂正)「2024年5月期決算短信(日本基準)(連結)」の一部訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、過年度決算短信等の訂正を行いました。

2025年1月16日の訂正は、「2024年5月期決算短信(日本基準)(連結)」の発表後、監査法人とともに開示書類の見直しを行い、その結果、連結包括利益計算書上の一部数値の記載誤りがあることが判明したため訂正を行うったものであります。

2019年5月期から2024年5月期の各有価証券報告書、2020年5月期第1四半期から2024年5月期第3四半期までの各四半期報告書の多期間の訂正作業を短期間で行ったことにより、十分に見直しを実施できなかったこと、また、開示後外部機関からの確認お問い合わせをいただいたこともあり、監査法人とともに開示書類の見直しを行いました。その結果、財務諸表の注記事項における記載誤り(具体的には、財務諸表の勘定科目に付す注記番号の誤り、税効果会計・金融商品会計・関連当事者取引・セグメント情報等の財務諸表関係の注記事項の中の一部の数値及び文言の誤り等)、内部監査の状況に関する事実認定の誤り、付属明細表における一部数値の誤り、自己資本比率等の比率表示の際の桁数の統一の為の修正、連結包括利益計算書上の一部数値の誤り等の複数の修正事項が存在することが判明したため、これらの訂正を行い、有価証券報告書等の訂正報告書を本日提出いたします。

なお、数値データ訂正の内容以外に決算短信の記載には影響ございません。

第3. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

(2) 再発防止に向けた改善措置

ア 経営責任の明確化

(イ) 2024年11月15日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、a氏から代表取締役社長辞任の申出があり、当社取締役会において同日付で辞任を承認いたしました。当社は、第三者委員会の調査報告書を踏まえ、不適切な会計処理等の責任に関するガバナンス委員会での検討を進めつつ、a氏の辞任時期を見極めておりましたが、11月10日にa氏から辞任意向表明書が同委員会へ提出され、同委員会でも現時点での代表取締役社長の辞任が適切であることが確認されたため、同月15日の取締役会において辞任を承認したものです。また、その後、a氏は、同月25日、後任の代表取締役社長に対して、全てのグループ会社取締役を順次辞任するとの申出があり、これを受理いたしました。その後、a氏は、2024年11月26日付で当社取締役を辞任し、同年12月2日でShinwa Auction 株式会社、同年12月9日付でShinwa Digital Arts 株式会社、同年12月10日付でShinwa Prive 株式会社の取締役をそれぞれ辞任しました。なお、当社は、上記各社の取締役退任後、a氏に対して、雇用または業務委託等により当社グループの業務を行わせることはしておらず、その検討もしていません。また、b氏においても、責任の所在を明確にするため、本件不適切会計の原因となった取引に関する対応等を終えた後、2024年12月17日にPRV取締役を辞任しました。

c氏についても責任の明確化のため、本件不適切会計に起因する処理対応等に目途がついた段階で辞任して頂く方針でしたが、本人の辞任意向が確認できない状況を受け、ガバナンス委員会による辞任勧告がなされており、当社としても、臨時株主総会開催の要否も含めて今後の対応を2025年1月末までに検討致します。

(ウ) 上記3名以外の役員についても、当社グループにおける会社組織の構造上の問題について対処できていなかったこと、大株主かつ代表取締役社長であったa氏の方針を容認する傾向の下で、a氏およびb氏の行為について適切な牽制機能を果たすことができなかったこと等から、当社グループにおけるガバナンス機能を発揮できず、結果としてPRVにおける不適切な会計処理を防止することができなかった点について、重く受け止めております。監査役i氏を含む監査役会及び社外取締役f氏は、グループ全体の内部統制の人的体制に不備がある中で、各人として個別の対応に努めつつ人的体制強化の必要性を口頭で述べてきた経緯はあるものの、取締役会の議題として問題提起するなどして体制整備を強く求める十分な役割を果たせず反省している旨述べており、会社としてもこれを受け止めております。また、役員の選任プロセスについても適切なものとする必要があると認識しております。

(エ) そこで、当社では、ガバナンス委員会の答申も踏まえ、2024年度第3四半期(2025年2月末)までに、役員報酬減額の検討、役員の選任・解任に関する基準の策定、当社

のガバナンス体制を改善するにあたり適切な役員体制の検討（上記（イ）記載の役員以外の役員についても役員選任等に関する上記基準に照らして適格性を再評価致します。）及び a 氏・b 氏に対する調査費用請求等の検討を行います。

【実施・運用状況】

（イ）代表取締役及び取締役退任について

2024 年 11 月 15 日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」及び 2024 年 12 月 10 日付「当社取締役の辞任及び主要子会社の代表取締役の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり、a 氏は当社代表取締役（当時）及び当社取締役を退任しております。また、b 氏についても 2024 年 12 月 17 日に当社子会社 PRV の取締役を辞任しております。

c 氏については 2025 年 3 月 25 日付「取締役の辞任に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、5 月 31 日に当社取締役を辞任する旨の辞任届を受理いたしました。

a 氏 b 氏については、辞任後当社および当社子会社との関係性は一切ございません。

c 氏については、2025 年 5 月末をもって当社取締役を辞任後 2025 年 8 月末までは当社子会社 ShinwaARTEX 株式会社の代表取締役を務め、2025 年 8 月末の定時株主総会の終結をもって退任する予定です。

この対応は、「ガバナンス体制改善のための適切な役員体制の検討」と別に、役員間の個別議論の中で進められてきたもので、その結果について 2025 年 3 月 25 日開催の取締役会で決議されております。

一方、a 氏 b 氏 c 氏以外の役員の適格性の再評価及び経営責任の明確化については、2024 年 12 月改善報告書提出以降、取締役・監査役が出席して経営会議の場で 1 回（1/6）、各取締役間で、要請書の送付（2/20）、それに対する各取締役からの回答、一人の社外取締役からの意見書の送付（3/25）等非公式に協議がなされてきましたが、役員個々人の意見も様々で意見集約には至らず、その最中に 2025 年 4 月 10 日付適時開示「ニューホライズン 4 号投資事業有限責任組合及び Catalyst Art Investments 株式会社による 当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」にあるとおり、公開買付けが始まりその対応に注力することから更なる議論は進みませんでした。その後 2025 年 5 月 27 日付適時開示「ニューホライズン 4 号投資事業有限責任組合及び Catalyst Art Investments 株式会社による 当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にあるとおり公開買付けが終了したことを受けて議論を再開、改善状況報告書提出日現在、経営会議の場で 4 回（5/19、6/2、6/16、6/23）、非公式な会議の場で 4 回（6/11、6/17、6/20、6/27）議論が行われております。次回回は 7/4 又は 7/7 を予定しております。

8 月の定時株主総会までには検討を終える予定です。

（ウ）役員の選任プロセスについて

2025 年 1 月 6 日の経営会議で、外部の知見を入れて客観的かつ適切なものにするため、

「顧問弁護士に取締役の選任・解任基準の案策定を依頼する」方針が承認され、同年1月7日高橋社長より顧問弁護士宛依頼、同年1月15日顧問弁護士より基準案の提示がなされ、同年1月28日取締役会で顧問弁護士から提示された基準案で進める方針を取り決めました。

その後2025年2月25日開催の取締役会において、役員の選解任基準について審議を行い、「取締役の選任・解任基準」を制定しました。

具体的な「取締役の選任・解任基準」は以下のとおりとなっております。

【取締役選任・解任基準】

1. 取締役候補者の選任基準

取締役候補者については、次に掲げる基準を充足する者から選任するものとする。①優れた人格と識見、高い倫理観、および遵法精神を有すること ②豊富な経験と知見を活かし、当社グループの持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上への貢献が期待できること ③全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができ、取締役会の意思決定機能や監督機能としての役割への貢献が期待できること ④自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと ⑤取締役として、その職務を遂行するために必要な時間を確保できること ⑥法令上求められる取締役としての適格要件を満たすこと

2. 社外取締役候補者の選任基準

社外取締役候補者については、監督機能を十分に発揮するため、前項の基準に加え、次に掲げる基準を充足する者から選任するものとする。①当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、企業経営、リスク管理、法律、コンプライアンス、危機管理、財務会計、税務、内部統制、人事労務、テクノロジー、サステナビリティ等の分野において、いずれかまたは複数の分野における高い見識や豊富な経験を有すること ②当社グループの経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把握する力、および経営陣からの聴取ならびに経営陣に対する意見表明や説得を的確に行う力量を有すること ③当社社外取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること ④会社法が定める社外取締役の要件を満たすこと（独立社外取締役については、東京証券取引所の独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと）

3. 取締役の解任基準

以下の事由が認められる場合には、当社は解任を検討する。①法令、当社規程または公序良俗に反する行為を行った場合 ②健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合 ③職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合 ④反社会的勢力との

関係が認められた場合 ⑤会社法に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
⑥選任基準に定める資質が認められない場合

4. 取締役の再任基準

当社は、取締役の再任に当たっては以下の点を考慮する。①上記「取締役選任基準」に照らし、任期中の貢献実績が十分なものと考えられ、かつ、再任時において上記基準を充足していること ②任期中の取締役会への出席率が75%以上であること ③任期中の取締役会において、事業成長、経営改善、コンプライアンス、リスク管理等に資する有用な発言があったこと ④任期中、取締役として不適切な行為がなかったこと ⑤再任時における当社グループ外の他社の兼任状況に照らして、当社の取締役としての職務遂行に支障がないと見込まれること ⑥社外取締役について、通算の在任年数の上限は10年以内を目安とすること。ただし、10年を超えてなお再任すべき理由、事情があるときは、取締役会において十分な審議を経て再任することができるが、その場合、株主をはじめとするステークホルダーに対して、その理由、事情を説明すること ⑦業務執行取締役について、3期連続して業績評価の結果が不調である場合には、慎重かつ十分な審議を実施すること

【監査役選任・解任基準】

1. 監査役候補者の選任基準

監査役候補者については、次に掲げる基準を充足する者から選任するものとする。①優れた人格と識見、高い倫理観、および遵法精神を有すること ②当社グループの業務遂行について、客観的に監視する能力に優れていること ③全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができ、取締役会の監督機能としての職責を果たすことができること ④自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと ⑤法令上求められる監査役としての適格要件を満たすこと

2. 社外監査役候補者の選任基準

社外監査役候補者については、前項の基準に加えて、次に掲げる基準を充足する者から選任するものとする。①企業経営、リスク管理、法律、コンプライアンス、危機管理、財務会計、税務、内部統制、人事労務、テクノロジー、サステナビリティ等の分野において、いずれかまたは複数の分野における高い見識や豊富な経験を有すること ②当社社外監査役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること ③会社法が定める社外監査役の要件を満たすこと（独立社外監査役については、東京証券取引所の独立性基準に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと）

3. 監査役の解任基準

以下の事由が認められる場合には、当社は解任を検討する。①法令、当社規程または公序良俗に反する行為を行った場合 ②健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合 ③職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合 ④反社会的勢力との関係が認められた場合 ⑤会社法に定める監査役の欠格事由に該当することとなった場合 ⑥選任基準に定める資質が認められない場合

今後は本基準を参考に役員の選解任を行ってまいります。

(エ)① 退任する役員以外の役員の責任

当社は、退任する役員以外の役員についての責任の表し方について、検討を進めました。個々の役員における業務執行への関与の有無に加え、常勤・非常勤の差異や、役員に就任した時期等も考慮の上、外部事例を参考にするなどして、取締役会・監査役会で検討をおこない、取締役会決議を経て、2025年3月25日付「役員報酬の減額に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、代表取締役月額報酬の10%を2か月間減額、取締役月額報酬の10%を2か月間減額、前管理担当取締役月額報酬の25%を2か月間減額、社外取締役月額報酬の10%を1か月間減額、社外監査役月額報酬の10%を2か月間返上いたしました。

(エ)② ガバナンス体制改善のための適切な役員体制の検討

2025年2月25日取締役会で方針出しがなされた『取締役の選任・解任基準』に基づき、方針出しに先立って同年2月20日に一人の社外取締役から各取締役へ出状された『要請書』にある、役員の適格性に係る自己評価に関する質問事項に回答する形で、役員が自身の役員としての適格性について各々自己評価を実施しました。その結果を踏まえて、社外取締役の1人から2025年3月25日付け意見書がSWH及びグループの全役員に示されました。意見書の中では、現在のSWH取締役各人の再任に関する意見、今後の役員体制に関する意見が述べられております。

もっとも、各役員の適格性の評価や、適切な役員体制については、2025年5月公開買付が終了した後、経営会議や取締役会の場で役員間で活発に議論がなされていますが、役員により様々な意見があり、改善状況報告書提出日現在、結論には至っておりません。因みに、6/20、6/27の非公式な役員間の会議においては、複数の役員から役員体制に関する私案が示され、具体的な候補者への面談や意思確認を進めることとなったものの、8月開催予定の定時株主総会に諮る役員選任議案として確定するには更なる議論が必要であるとして、結論は持ち越しとなっております。引き続き頻度を上げて結論に向けて議論を進め、定時株主総会招集通知の内容確定までには結論を出す所存です。(次回の議論の場としては7/4又は7/7を予定しています)

(エ) ③ a氏・b氏に対する調査費用請求等の検討

a氏・b氏に対する元役員への損害賠償請求に向け、2025年2月中旬に第三者である二人の弁護士の紹介を受け事前相談に着手、同年3月13日及び18日にそれぞれ正式に委任契約を締結し費用請求に向け準備を開始、一人の弁護士からは2025年3月25日開催の取締役会に参考意見が提示されました。この参考意見を踏まえ、もう一人の弁護士も加わって請求に向けて更なる事前調査を進め、調査結果自体は2025年5月30日付で提出されましたが、その情報の取扱いが厳重かつ慎重に行われ、取締役間で非公式に協議を重ねた結果、2025年6月末までに会社としてa氏b氏に対する損害賠償請求を提訴する方針を固めました。改善状況報告書提出日現在、提訴に向けて準備手続きを進めているところです。

イ ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会の設置

イ ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会の設置

当社は、第三者委員会の指摘・提言を受け、当社のガバナンス体制の実効性を強化するために、2024年9月18日、当社の諮問機関として、ガバナンス委員会およびリスクコンプライアンス委員会を設置しました。

(ア) ガバナンス委員会

a ガバナンス委員会の設置目的

当社は、当社グループにおけるグループガバナンス体制の実効性を強化し、第三者委員会によって指摘された不適切な会計処理の発生原因を解消し、再発を防止することを目的として、ガバナンス委員会を設置し、主に以下の事項について諮問することと致しました。

- ①内部統制システムの整備
- ②会計の知識の強化
- ③リスクコンプライアンス委員会が担当する事項に対する助言・勧告
- ④上記目的のために必要なグループ再編の検討（Shinwa Prive株式会社の清算等を検討対象に含む）
- ⑤取締役会の運営に関する整備
- ⑥取締役に対する評価及び取締役候補者の指名（子会社を含む）
- ⑦その他委員長が上記目的のために必要と認める事項

b ガバナンス委員会の構成⁷

ガバナンス委員会は、以下の通り、当社の社外役員と外部有識者で構成されます。

⁷ ガバナンス委員会設置当初、岩崎章浩氏（法律事務所 HERO リーガルグループ代表者・弁護士）も委員に就任しましたが、同氏は2024年9月25日に一身上の都合により辞任されました。その後、伊藤俊哉委員および須田美鈴委員は、同年11月26日に追加で選任されました。また、渡部秀敏（理想科学工業株

【社外役員】

委員長 山本 晋平 氏（社外取締役）

委員 長田忠千代 氏（社外取締役）

委員 木内 孝胤 氏（社外監査役）

【外部有識者】

委員 仁平 信哉 氏（弁護士法人仁平総合法律事務所 代表者）

委員 伊藤 俊哉 氏（株式会社KIC取締役・公認会計士）

委員 須田 美玲 氏（飯沼総合法律事務所 弁護士）

c ガバナンス委員会からの答申結果⁸

① 経営責任の明確化

(i) b氏・a氏・c氏の責任等

第三者委員会報告書によるb氏・a氏・c氏の取締役としての適格性の欠如の指摘を踏まえ、当委員会においても検討を重ねた結果、本件不適切会計等により過年度決算・過年度有報の訂正が必要となった主要な責任が上記3名にあり、SWHグループとして本件不適切会計等に関する再発防止に取り組むにあたっては上記3名が引き続き取締役の地位にとどまることは適当ではないことについて意見の一致を見た。

a氏に対してガバナンス委員会の見解を伝えた後、a氏は、11月15日にSWH代表取締役を辞任し、また、11月26日以降、他のグループ会社の取締役を全て辞任した。

また、b氏については、12月17日をもってPRV取締役を辞任した。

他方、c氏についてはSWH取締役を12月20日までに辞任するよう求めたが、本日⁹、同氏代理人弁護士を通じて、辞任しなくても問題がない旨の連絡があり、辞任の意思が確認できなかったため、当委員会として、本答申をもって、c氏に対して、グループ会社各取締役の速やかな辞任を勧告する。

なお、今後、SWH取締役会においては、外部専門家が関与する検討の下、各人の責任に応じた損害賠償等（本件不適切会計に関連する調査費用等）の請求を検討すべきである。

(ii) その他の役員の責任

内部統制システムの整備の決定をするのは取締役会であり、管理体制・人的配置の不備・不全是、取締役会がこれを是正する必要がある。また、監査役会には取締役の職務執行を調査し、必要な場合にはこれを是正する責任がある。しかしながら、本件不適切会計の背景要因となった管理体制・人的配置の不備・不全是是正に関して、取締役会における意識的な検討がなされないままとなり、監査役会もその状況

式会社（社外取締役）は第6回ガバナンス委員会の後、同年12月2日に辞任されました。

⁸ 2024年12月18日付け答申。

⁹ 2024年12月18日

を是正できなかったことに照らすと、取締役会・監査役会に一定の責任があることは否定し難い。

② 今後の役員等体制について

本件不適切会計等に関する再発防止のため、適切なガバナンス体制を再構築する観点から、SWHには、少なくとも以下の人的体制についての検討が求められる。

(i) SWH代表取締役社長について

上記のとおり、本年11月15日にa氏がSWH代表取締役社長を辞任した。現在の取締役の中から代表取締役社長を選定する必要がある、同日をもって、高橋健治氏が代表取締役社長となっている。

今後は、経営体制の強化・事業の立て直し等の観点を踏まえつつ、高橋社長の下での事業運営等の状況を評価・検証した上で、定期株主総会（2025年8月）までに、代表取締役社長候補となる取締役を新たに選任する議案を提出すべきか否か、取締役会において、引き続き検討すべきである。

なお、ガバナンス委員会として、代表取締役社長候補となる人材について、現時点でガバナンス委員会からSWH取締役会に情報提供を行ったところである。

(ii) 管理担当責任者について

上記記載の管理体制・人的配備の問題を踏まえると、管理担当責任者の確保は、SWHにとっての喫緊の課題である。

この観点から、ガバナンス委員会は、第6回委員会会合（本年11月29日）において2名の候補者を確定し、SWH取締役会に推薦した。2名のうち1名は、早期の稼働が可能な環境にあるため、株主総会での取締役としての選任を待たずに、管理担当本部長あるいは同担当執行役員として、管理担当責任者の職務を早期に引き継げる可能性がある候補者と言える。SWH取締役会においては、同候補者の早期採用を検討しつつ、その後の臨時株主総会または定期株主総会における取締役候補者を検討すべきであり、その検討にあたっては、上記候補者を早期採用した場合にはその稼働状況を評価しつつ、ガバナンス委員会が候補者とした2名のうちいずれが適任かという点も含めて、管理担当取締役の候補者の検討を進めるのが適切である。いずれにしても、今後の直近の株主総会において、管理担当取締役となる候補者を議案として提出することは、SWH取締役会としての必須の課題である。

(iii) その他の取締役候補者について

その他の取締役候補者としては、現在のグループ会社で取締役を務めている者の中からも、SWH取締役候補者を、直近の株主総会における取締役候補者として検討すべきである。ただし、下記(v)記載の点に照らして、今回の問題を引き起こしたPRVの取締役であった者は、候補者とすべきではない。

(iv) 公認会計士資格を有する監査役の選任、常勤監査役または監査役補助者の確保

第三者委員会報告書においては、公認会計士資格を有する監査役選任の必要性が指摘されていたところ、SWHにおいて東京地裁に対して公認会計士資格を有する候補者を上申する一時監査役選任の申立てを行った（本年11月22日付け）との報告を受けている。東京地裁の決定は本日時点でなされていないが、東京地裁による決定後も含めて、特段の事情がない限りは、同候補者を今後の直近の株主総会において監査役候補者として提案すべきである。

ただし、第三者委員会報告書では、常駐する常勤監査役または監査役補助者がいないことも問題として指摘されていたところ、上記候補者は、他の職務との関係上、常勤監査役となることができる環境にある候補者ではないため、SWHにおいては、早期に少なくとも常勤監査役補助者を確保すべきである。また、その上で、直近の株主総会における議案として、SWH取締役会及び監査役会においては、常勤監査役を務めることができる追加の監査役候補者の選定も検討すべきである。

(i) 内部監査室

リスクコンプライアンス委員会からの報告及び12月19日提出予定の改善報告書（注：ガバナンス委員会は、改善報告書第1ドラフト（本年11月29日）、第2ドラフト（本年12月5日）、第3ドラフト（本年12月9日及び12月10日）、第5ドラフト（本年12月14日）、第8ドラフト（本年12月18日）の提供を受けている（カッコ内はSWH事務局からの提供日）。）にも記載のあるとおり、本年12月1日より、内部監査室長を確保したとの報告を受けている。内部監査室における必要な人員の配置及び自己監査とならない体制について、引き続き、上記改善報告書に記載のとおり、整備を進める必要がある。

③. PRVの清算またはグループ会社による吸収合併

グループ会社として適切な管理・統制がなされておらず、今回の不適切会計を引き起こしたPRVについては、SWH取締役会において法的・税務その他の必要な検討を行った上で、2025年5月期中に、清算又はグループ会社による吸収合併を行うことを検討すべきである。

④ その他の再発防止策について

本件不適切会計等に関する再発防止のため、ガバナンス体制を再構築する観点からは、人的な変更だけでは足りず、適切な仕組みの構築・実施・フォローアップが必要であり、より重要である。

この点、SWHは、すでに、適正な内部統制の整備・運用に関する基本的項目として、以下を公表している（2024年11月5日「再発防止策の策定等に関するお知らせ」参照）。

（略）

その上で、再発防止策の具体化として、本年9月18日以降、リスクコンプライアンス委

員会での検討及び取組みへの着手が行われており、ガバナンス委員会はその報告を受けており、また、同委員会を含む会社内での検討結果及びガバナンス委員会の検討結果は、12月19日提出予定の改善報告書に詳細に記載されている。

今後とも、本答申をも踏まえ、改善報告書記載の再発防止策について、SWH取締役会及び監査役会は責任を負い、また、リスクコンプライアンス委員会の設置目的にしたがって、同委員会において、その検討・策定・実施・フォローアップを、継続的に行っていく必要がある。

(イ) リスクコンプライアンス委員会

a リスクコンプライアンス委員会の設置目的

当社は、再発防止に向けた具体策の立案に加え、コンプライアンス体制の強化に関する各種施策について速やかに検討を行う目的として、リスクコンプライアンス委員会を設置し、主に以下の事項について検討をすることと致しました。

- ①グループ全体に関わるリスク・コンプライアンス体制の基本方針ならびに推進体制（組織・体制・人事）に関する事項
- ②グループ全体に関わるリスク・コンプライアンス体制に関する規程・規則、マニュアル等に関する事項（各規程・規則、マニュアル等の相互の整合性の検討・整理を含む）
- ③グループ全体のコンプライアンス推進およびリスク管理推進に関する教育・啓蒙計画に関する事項
- ④グループ各社のコンプライアンス遵守状況およびリスク管理状況の確認・判定、指導・支援策に関する事項
- ⑤法令・リスク管理規程違反あるいは会社に対する不正行為等に関わる問題の確認・調査、改善・予防策に関する事項
- ⑥報告・相談、内部通報制度の整備策に関する事項
- ⑦重大な法令・リスク管理違反、危機発生時（不祥事を含む）の対応策・再発防止策に関する事項

b リスクコンプライアンス委員会の構成

委員長	山本 晋平 氏（社外取締役）
副委員長	小池 和正 氏（当社顧問弁護士）
副委員長	上敷領 裕 氏（当社内部監査室長） ¹⁰
委員	高橋 健治 氏（当社代表取締役）
委員	長田 忠千代 氏（当社社外取締役）
委員	当社従業員 2 名

¹⁰ 本年 12 月 1 日に当社内部監査室長に就任。

【実施・運用状況】

(ア) ガバナンス委員会

2024年9月18日に設置し、2024年12月18日に同委員会の所期の目的である「答申を行うこと」で、同委員会規程上の所期の目的を達成したとして任務終了するまで、計8回開催しております。

(※) 2024/9/27 10/9 10/18 10/31 11/11 11/29 12/10 12/18

なお答申の項目は以下の通りとなっております。

1. 経営責任の明確化
2. 今後の役員体制について
3. PRVの生産またはグループ会社による吸収合併
4. その他の再発防止策について

(イ) リスクコンプライアンス委員会

2024年9月18日に設置後、改善状況報告書提出日現在まで17回開催しております。

(※) 2024/10/2 10/18 10/29 11/15 11/25 12/3 12/9 12/17 12/26

2025/1/14 1/30 2/13 3/6 3/19 4/15 5/16 6/17

なお、開催されたリスクコンプライアンス委員会で取り上げてきた主なテーマは以下となります。

- ・ 規程/規約関連事項（取締役会規程・監査役会規程・役員規程・稟議規程・印章管理規程・販売管理規程・文書管理規程・内部監査規程・グループ経理規程・交易通報者規程・内部通報制度規程・オークション規約等の改訂に係る審議）
- ・ 規程改訂に伴う業務フロー関連事項（改定の検討）
- ・ 内部監査関連事項（内部監査計画・内部監査実施結果の情報共有と意見交換）
- ・ 研修関連事項（コンプライアンス研修/役員研修等の実施要領・内容の検討、実施報告）
- ・ 組織関連事項（人材採用、「3つの防衛線」を意識した組織見直し、人員配置の検討）
- ・ システム関連事項（改修に係る検討状況の情報共有、検討）
- ・ 改善報告書/改善状況報告書/コーポレートガバナンス報告書関連事項（記載内容の実施状況情報共有、記載内容の検討）
- ・ 監査法人監査関連事項（在期末決算に係る在庫調査実施状況）

ウ 両委員会の検討結果を踏まえた各種対応

(ア) 公認会計士資格を有する役員の選任

本件は、主に会計上の問題であるところ、当社の取締役及び監査役には、公認会計士資格を有している者が存在しておらず、適切な会計処理に関する知識が不足していたために適切な対応ができなかったことが、根本原因の一つと考えております。

そこで、当社は、監査役の逝去に伴い1名欠員が生じておりますので、裁判所に仮監査役の選任申立てを行い、上場企業の会計処理に精通した公認会計士の有資格者を推挙しています。また、次回の定時株主総会（2025年8月下旬開催予定）においても、公認会計士の有資格者を選任する予定です。

【実施・運用状況】

2025年1月21日付「仮監査役(一時監査役職務代行者)選任のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、公認会計士の資格を保有する寛悦生氏が仮監査役として裁判所から選任されております。

寛仮監査役は選任後の取締役会・監査役会・三様監査定例ミーティングには1回を除き全て出席し、会議の場では公認会計士としての知見を基に積極的に発言するなど、各会議の議論に多大な貢献をしていただいております。

ここまでの寛仮監査役の貢献を鑑みると、寛悦生氏は仮監査役であっても監査役として十分機能しており、会社としては上記適時開示記載のとおり、2025年8月開催予定の定時株主総会において、監査役として選任することを考えております。

(イ) 管理担当責任者（取締役）の確保

当社における管理体制・人的配備の課題を踏まえ、適格性を有する管理担当責任者の確保は重要な課題であり、ガバナンス委員会から取締役会に対して2名の候補者の推薦を受けました。うち1名について、株主総会における取締役としての選任を待たずに管理部門に採用し責任者の職務を早期に引き継ぐ可能性も含め、現在候補者の検討を進めております。当該候補者の選考結果、入社後における勤務状況等の諸要素も踏まえて、今後の直近の株主総会（臨時株主総会を開催する場合の費用や事務手続き等を考慮すると、現時点では2025年8月に開催予定の2025年5月期定時株主総会を想定しています。）において、現在採用を検討中の候補者を含め、管理担当取締役候補者に関する議案を提出する予定です。

また、管理担当責任者は、事業部門（子会社を含むオークション部門、美術品販売部門等）の業務を兼任することは予定しておらず、第2線（リスク管理部門）の立場に注力していただくことを予定しています。

【実施・運用状況】

管理担当責任者候補の者を2025年1月1日付で採用し、2025年2月25日の取締役会

で管理部門の専任管掌者として任命（総務人事部長兼務）、社内の体制を整えております。また 8 月開催予定の定時株主総会に提出予定の管理担当取締役候補者に関する議案については、複数の取締役より私案として管理担当取締役候補者案が提示されておりますが、候補者本人の意思確認や選解任基準に照らした適格性の判定を実施したうえで最終的な選定を進め、8 月開催予定の定時株主総会へ「取締役選任」議案として提出予定であります。

（ウ）役職員への実効性のある研修・教育の実施

今回の不祥事において、第三者委員会より、コンプライアンス意識が不十分であったことに加え、会計知識の不足についても指摘がありました。これを受けて、当社では、プライベートセール（あるいはアート取引一般）に関して認識しておくべきルールや会計知識等を含めて、役職員に対する十分なコンプライアンス研修を実施することといたします（なお、PRV の従業員に対しては、本年 10 月 18 日に弁護士による研修を実施しておりますが、同社のみならず、グループ全体の役職員に対しても、本年 12 月 24 日および 25 日に、コンプライアンス研修を実施することを予定しています。）。このコンプライアンス研修は、当社の総務人事部が主管部室となり、講義の録画や役職員の出欠確認を行い、欠席した役職員に対しては、録画した講義の受講を促します。また、受講者には、チェックテスト、アンケート等を実施し、研修の理解度の確認を行ってまいります。また、受講結果については、当社取締役会において報告します。今後も、定期研修（年 1 回）を実施致します。

【実施・運用状況】

2024 年 10 月 18 日に、PRV の従業員に対しては弁護士による研修を実施しておりますが、同社のみならずグループ全体の職員に対しても、2024 年 12 月 24 日および 25 日にコンプライアンス研修を実施いたしました（実施状況 32 名全員出席。14 名よりアンケート回収、内 8 名は“理解できた”旨回答がありました。この結果は、2025 年 2 月 25 日開催の取締役会の報【告事項「(4) リスクコンプライアンス委員会議事録第 9 回」として取締役会に報告済みです）。

なお個別に記載された意見に関しては、業務運営に反映させるよう図っております。具体的には「業務の DX 化はやらないのか」「在庫管理システム改修の際は現場の声を反映させてほしい」については、後述「ウ両委員会の検討を踏まえた各種対応（カ）不祥事再発防止のための業務フローの改善 【実施・運用状況】 d 出庫・在庫管理システムの改修」に記載しているとおり、現在検討を進めているシステム導入・改修の検討の中で取り入れることを検討、「規程類、業務フローの改訂点についての共有をしっかりとってほしい」については、2025 年 1 月 10 付書簡で全社に周知を図ると共に、今後もコンプライアンス研修等の場を通じ繰り返し伝えていく所存です。また「コンプライアンス研修、クレーム対応研修等を

開催してほしい」については、コンプライアンス研修は以下を計画しており、クレーム対応についても研修のテーマとして今後取り上げたいと考えております。

改善状況報告書提出日現在までのコンプライアンス研修実施状況は上記のとおりですが、役職員向けの研修については、2026 年 5 月期も年 2 回（7 月及び 2 月開催予定）の頻度で従業員向けのコンプライアンス研修を実施する予定です。具体的には次回開催は 2025 年 7 月 29・30 日を予定しています。

（エ）内部監査部門の組織体制の再整備

第三者委員会からは、内部監査室のメンバーがいずれも兼務であり、かつ、内部監査室の業務が主たる業務ではないこと、内部監査室の責任者はいるものの、経理部長を兼任しており、かつ主たる業務が経理業務であり、内部監査に十分な時間が割けていないこと、内部統制の評価計画が策定されていないこと、内部監査室の責任者から取締役社長や取締役会に対して内部統制の評価計画および評価結果について直接の報告がなされていないこと（監査法人に対する評価結果の報告にあたり、管理担当取締役や監査役に対する報告のみがなされる状況でした）、経理部長が内部監査室の責任者を務めることが自己監査となっていること、および、J-SOX 以外の監査業務が実施されていなかったこと等の指摘がありました。

これを受けて、当社では、まず、内部監査室長の専任者の採用等、他の部門の責任者との兼務を解消し、自己監査の状態をなくすことを実施致します。また、適正な人数の内部監査部員を確保することを進めることにより、内部監査室の人的体制を整備するとともに、内部統制の評価計画や、実施範囲、経営陣への報告体制についても、リスクコンプライアンス委員会の監督のもと、新たに採用した内部監査室長を主担当として、順次整備してまいります。なお、内部監査室長については、内部監査業務の経験者を本年 12 月 1 日付けで採用し、内部統制の評価計画の策定、内部監査部の職員の管理、監査業務の実施、取締役会への結果報告、被監査部室に対するフォローアップ等を担当致します。また、2025 年 1 月中に内部監査室に従業員 2 名（うち 1 名は事業部門や管理部門の業務を行わない者）を配置して、3 名体制を構築致します。そのうえで、内部監査業務の進捗状況や従業員の負担等を考慮し、増員が必要であれば検討致します。

また、リスクコンプライアンス委員会において当社の内部監査規程の改訂作業を行い、改訂された内部監査規程を本年 11 月 15 日取締役会において承認しました（本年 12 月 1 日施行）。この改訂により、新たに、社外取締役に対する内部監査の指示権限の付与、内部監査室・監査役会及び監査法人の参加する定期会議の開催、不備発見時の速やかな内部監査の実施、内部監査室長から取締役会、監査役会、監査法人に対する監査報告の実施、内部監査室長から取締役会に対する内部監査実施報告書の提出、内部監査における改善勧告事項等の改善完了までの定期モニタリング等を実施することになりました。これにより、内部監査機能が大幅に強化され、経営陣と内部監査室の間の緊密な連携及び改善事

項の発見及びその完了までの実効的な内部監査を実現できるものと考えております。

当社では、監査役会、会計監査人とも協議のうえ、2025 年 1 月末日までに、内部統制の評価計画の策定を進めて参ります。具体的な内容は今後の協議において決定しますが、少なくとも、①内部監査及び J-SOX 対応計画の策定、②業務プロセスに関する運用評価手続きに加え、整備評価手続きの実施手順、③J-SOX 以外の内部監査についての対象および監査手順、④監査のスケジュール、⑤監査結果の報告手順（被監査部室、取締役会）や⑥監査役会および会計監査人との間の監査結果に関する情報共有の時期等の要素を盛り込む予定です。

【実施・運用状況】

2024 年 11 月 29 日付で公認内部監査人資格保有者を専任の内部監査室長として採用、加えて 2025 年 2 月 25 日付で前経理部長を専任の内部監査室部長として社内異動させ、従前からの兼務者に加え内部監査室に専任者 2 名、兼務者 1 名計 3 名体制を構築済みであります。なお内部監査室部長は監査役補助者でもあります。

次に 2024 年 11 月 15 日開催の取締役会において承認され 2024 年 12 月 1 日より施行された内部監査規程改訂においては、新たに、①社外取締役に対する内部監査の指示権限の付与、②内部監査室・監査役会及び監査法人の参加する定期会議の開催、③不備発見時の速やかな内部監査の実施、④内部監査室長から取締役会、監査役会、監査法人に対する監査報告の実施、⑤内部監査室長から取締役会に対する内部監査実施報告書の提出、⑥内部監査における改善勧告事項等の改善完了までの定期モニタリングの実施等が定められました。

また内部統制評価計画に関しましては、2025 年 1 月に、①内部監査及び J-SOX 対応計画の策定、②業務プロセスに関する運用評価手続きに加え、整備評価手続きの実施手順、③J-SOX 以外の内部監査についての対象および監査手順、④監査のスケジュール、⑤監査結果の報告手順（被監査部室、取締役会）、⑥監査役会および会計監査人との間の監査結果に関する情報共有の時期等の要素を盛り込んだ『内部監査計画/J-SOX 対応計画』を策定し、2025 年 1 月 30 日付で代表取締役社長の承認を得た上で 2025 年 2 月 25 日開催の取締役会に対し内部監査室より報告がなされました。

なお、これら『内部監査計画/J-SOX 対応計画』に関しましては、内部監査室長を中心に内部監査室部長と連携し、改訂された内部監査規程に則り、2025 年度残り期間が 5 か月であることを勘案し、従来実施できていなかった内部監査に関しては、規程整備状況の確認からはじめ、次に主要規程に関する準拠性監査を行う計画を策定し、一方従来より実施していた J-SOX 対応に関しては、基本その内容を踏襲する形で策定しております。

本計画に則り、2025 年 1 月規程整備状況監査、2025 年 3 月 SWH 規程準拠性監査、4 月 SA 規程準拠性監査、5 月 IAT 規程準拠性監査が実施され、それぞれの結果報告が 3 月 5 月 6 月開催の取締役会で行われると共に、毎月開催している三様監査定例ミーティングでも内部監査室から監査役会および会計監査人に情報共有がなされています。また J-SOX 対応も計画

に則り進めているところです。

なお、結果報告の内容の概略は以下の通りとなります。実施した4回の内部監査結果の主な検出事項としては、

- ・グループ全体の規程体系が未整備
- ・規程内容と運用実態が不整合である
- ・在庫管理/文書管理の分野でグループ一元管理が出来ていない
- ・情報セキュリティ/リスク管理分野での規程整備をはじめとした管理体制が整備されていない箇所がある

が挙げられています。

これに対し、次のような対応策をとっております。

- ・リスクコンプライアンス委員会主導で、グループ各社共通で遵守する規程体系を整備しております。

・上記整備を受けて今後規程に沿った業務執行を進める過程で規程内容と運用実態に齟齬が生じる恐れがあり、斯かるときは個社別に規程の付則という形で整合性をとっていきたいと考えております。

- ・在庫管理については人員計画および組織の見直しの中で、商品管理専任部署の設置によるグループ一体管理体制の構築を図る所存です。

- ・文書管理に関しても、業務DX化・システム改修の一環として、従来の紙ベース中心の管理から電子化主体の管理にシフトを図ります。

- ・情報セキュリティ/リスク管理についてはまずは規程整備を行います。

また三様監査定例ミーティングにおいては、監査法人より「決算関連情報」、内部監査室より「内部監査結果情報」、監査役会より「時々の問題意識」について共有が図られております。

(オ) 事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の峻別（いわゆる「3つの防御線」の明確化）

発生原因の箇所です。述べた通り、当社グループにおいては、少人数での運営がなされてきたことから、親会社の管理担当役員が子会社の業務執行役員を兼務することや、経理部長が内部監査室の責任者を兼務するなど、事業部門、リスク管理部門、内部監査部門が峻別

されておらず、牽制機能を十分に発揮することができておりませんでした。

そこで、当社の組織上、「3つの防衛線」を明確化し、また、社内の役職員に対しても「3つの防衛線」に対する意識を浸透させるために、以下の施策を行います。

a 事業部門、管理部門、内部監査部門について、それぞれ別の責任者に分掌させ、自己の所管部門についての責任を自覚させるとともに、職務分掌に関する規程において各部門の職責を明確に致します（2025年1月実施予定）。

b 組織や責任者を別にしても、これまで多くの部門を兼務することが常態化していたことから、「3つの防衛線」に関する役員の意識を高めるために、総務人事部の所管において、グループ全役員に対する研修を実施致します（2025年2月実施予定）。

c 2025年2月までに実施した対応策に関する評価を行いつつ、事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の担当部署、業務内容の明確化の観点から、リスクコンプライアンス委員会において人員配置を含む組織の見直しに関する案を策定します（2025年4月末までに策定）。

【実施・運用状況】

- a. 「3つの防衛線」を明確に区分する形、具体的には各子会社の組織は営業/業務（第1線）で構成され、SWHが業務委託という形で各子会社の管理業務（第2線）、内部監査業務（第3線）を請け負う形に整理し、改訂した組織規程及び組織図については、2025年3月10日開催臨時取締役会にてその改訂を決議しております。

また2025年4月22日開催の取締役会において、職務分掌規程について各部門の職責を明確にする形、具体的には代表取締役他役員の職責/分掌、各部署の職責/分掌を一覧表形式で明確に整理する改訂を行っております。

なお、これらの改訂はリスクコンプライアンス委員会で検討を重ねてきたものですが、意見集約に時間を要し、予定より遅れたタイミングでの改訂となってしまっております。

- b. 「3つの防衛線」に関する役員の意識を高めるために、グループ各社全役員に対し、2025年2月10日及び17日に研修を実施いたしました。出欠状況につきましては、2月10日は14名（オンライン5名含む）出席、2月17日は5名（オンライン4名含む）が出席しました、また1名はビデオ視聴にて受講しております。結果グループ各社全役員20名が受講しました。
- c. 人員配置を含む組織の見直しに関しましては、内部管理体制強化を目的に、2025年1月6日付で管理担当責任者候補を新規採用し、2025年2月25日開催の取締役会で管理部門の専任管掌者に任命しました。

また内部監査部門強化を目的に、2024年11月29日付で専任の内部監査室長を新規採用するとともに、2025年2月25日付で前経理部長を内部監査室部長に異動させております。

加えてグループ内組織の見直しについても、PRV解散方針が2025年5月27日開催の取

締役会で決議予定でしたが、主に清算手続きに必要な債務の解消等財務面からの技術的な検討がさらに必要であるとして継続審議となっております。

(カ) 不祥事再発防止のための業務フローの改善

今回の不祥事においては、プライベートセールという、個別の相対取引において、買戻し特約付の売買契約が締結されたこと、および契約書や受領書がない事案があるとの指摘がありました。また、特定の取締役が顧客との間の契約締結に単独で関与し、組織としての対応が不十分であったことを認識しております。

そのため、現在、リスクコンプライアンス委員会において、業務フローの改善等の見直しを行っております。具体的な内容およびスケジュールは以下の通りです。

a 職務権限関連規程の改訂

リスクコンプライアンス委員会で検討を進め、2024 年 12 月末日までに、職務権限に関する各種規程（稟議規程、印章管理規程及び販売管理規程）を改訂し、2025 年 1 月 1 日に施行する予定です。規程の改訂案は、リスクコンプライアンス委員会で検討中ですが、例えば、職務権限に関しては、特定の役職員が独断で契約を締結することを避けるべく、営業担当者と決裁者が同一人にならないよう検証者や事前協議先を稟議規程に設けるとともに、買戻、利益相反取引等の重要事項を稟議書に記載するよう明確化します。印章管理規程では、特殊な取引に関するチェック項目が付され、複数者の関与が必須となる捺印申請書を原則として使用することを定めます。販売管理規程では、稟議を経ずに買戻しの保証等の特殊な特約を結ぶことを禁止するとともに、販売契約書、作品受領書及び経理データを紐づけることとしています。

また、営業担当者は、これまでは顧客ごとに 1 名のみでしたが、副担当を付して複数担当とすることを販売管理規程に定めます（SAA システム等のデータベースにも主担当・副担当を記載する予定です）。これらの業務フロー及び規程の改善により、取引に関する情報が一部の担当者に偏在することを防止できると考えております。

b 契約書の作成・管理に関する仕組みの構築

リスクコンプライアンス委員会及び関係部門における検討を行い、2024 年 12 月末日までに、販売管理規程及び文書取扱規程を改訂し、契約書と作品受領書の物理的一体管理、入庫番号等による契約書、作品受領書及び経理データの紐づけ等により、契約書及び作品受領書類の作成もれを防止するとともに、取引を効果的に管理し、すみやかに取引を検索できる仕組みを構築いたします（なお、改訂後の規程は 2025 年 1 月 1 日施行を予定）。

また、社内において作品の販売等の契約書の定型書式を 2024 年 12 月 31 日までに定めるとともに、個別取引において、この定型書式の内容に修正を加える場合、取引先の契約書書式を使用する場合、特約を定める場合などこの定型書式をそのまま使用しない場合には、総務部門または顧問弁護士の確認を経ることとします。さらに、定型書式を使用

しない場合には、注意すべき取引に該当する場合のチェックボックスを付した捺印申請書を定める等、社内におけるチェック体制をより強化いたします（なお、この契約書の定型書式は、2025 年 1 月 1 日の使用開始を予定）。

さらに、売買契約書には、以下のような趣旨の 2 つの条項を追加します。

(i) いわゆる完全合意条項

【条項例】

第●条（完全合意）

売主及び買主は、書面、口頭等を問わず、本契約書に定めるほか、本取引に関する何らの合意（当社担当者個人による合意も含む。）がないことを相互に確認する。

(ii) 利益の保証・損失補填の禁止に関する条項

【条項例】

第●条（利益保証および損失補填の禁止）

売主及び買主は、本取引に関し、売主が買主に利益が発生することを保証せず、万一、買主に損失が発生した場合でも、売主はその損失に関し一切の補填をしないことを確認する（ただし、売主の債務不履行、不法行為又は契約不適合責任が発生する場合は除く）。

次に、文書管理に関する規程については、①重要文書の指定（契約書・受領書等）、②契約書の起案権限の明確化および稟議過程における当社管理部門の関与、③調印後における文書保管のルール、④文書の保管（保存）期限に関するルール等、文書管理に必要なルールを明確にすることを予定しています。

c 買戻特約のような特殊な契約を締結する場合の手順の明確化

さらに、買戻特約付販売契約のような特殊な契約を締結しようとする場合における会計処理の手順についても、社内で明確なルールが定められていませんでしたので、リスクコンプライアンス委員会での議論を踏まえてルールを策定し、2024 年 12 月末日までに規程等に明記してまいります（なお、新しい規程等の施行日は 2025 年 1 月 1 日を予定）。

d 出庫・在庫管理システムの改修

出庫・在庫管理の SAA システムに、受領書受領日の入力欄を設ける改修を検討する（2025 年 1 月に検討の着手予定）とともに、システムの改修が完了するまでの間は、受領書受領日を紙面へ記載することを業務フローに組み入れる等の施策を講じます（2025 年 2 月から施行予定）。なお、システムの改修に関しては、リスクコンプライアンス委員会の検討を踏まえて、2025 年 1 月中にシステム開発会社との間の打合せを行い、費用やスケジュールを検討致します。遅くとも、2024 年 5 月末までには、システム改修の具体的内容やスケジュールについて確定させる予定です。

【実施・運用状況】

a 職務権限関連規程の改訂

2024年12月24日開催の取締役会決議で、職務権限関連規程（稟議規程・印章管理規程・販売管理規程）を改訂いたしました。（2025年1月1日施行）

具体的には、稟議規程においては①稟申者と決裁権限者は同一人であってはならないこと、②買戻し・利益相反取引等の重要事項は稟議書に記載し総務人事部に報告しなければならないこと等を明確に定めた改訂を行っております。

印章管理規程においては、特殊取引のチェック欄が付され、申請者・押印者当複数者の関与が必須となる捺印申請書を使用すること、を定めた改訂を行っております。

販売管理規程においては、①稟議を経ずに買戻しの保証等の特殊な特約を結ぶことを禁止する、②主担当・副担当の複数担当者を置くこと、を定めた改訂を行っております。

また社内において作品の販売等の契約書の定型書式を定めるとともに、個別取引においてこの定型書式の内容に修正を加える場合、取引先の契約書書式を使用する場合、特約を定める場合など、この定型書式をそのまま使用しない場合には、総務部門または顧問弁護士の確認を経ることとします。さらに、定型書式を使用しない場合には、注意すべき取引に該当する場合のチェックボックスを付した捺印申請書を定める等、社内におけるチェック体制をより強化しております。

b 契約書の作成・管理に関する仕組みの構築

2024年12月24日開催の取締役会決議で、販売管理規程及び文書取扱規程を改訂いたしました。（2025年1月1日施行）

具体的には、販売管理規程においては、①作品の受領書はその作品の販売に関する契約書と一体管理すること、②販売契約書、作品受領書及び経理データを紐づけることを定めた改訂を行っております

また文書管理規程においては、①契約書・受領書の重要文書の指定、②調印後の文書保管ルール、③文書の保管・保存ルール等を定めた改訂を行っております。

ただし改訂後ルールに基づいた運用は、実際に実務で運用してみると、規程を形式的に運用することが実務にそぐわない場合や不慣れからくる過誤等もあり、まだ完全に徹底されているとは言えず、2025年5月の内部監査結果報告の中でも係る点を検証・提言、今後書類の作成漏れ防止、取引の効果的管理、すみやかな取引の検索等適切かつ効率的な業務を確立できるように今年度上期中（2025年11月末まで）を目途に取り組んでまいります。

また、販売契約の定型書式も2024年12月24日開催の取締役会決議で制定され、2024年12月24日開催の取締役会決議で、職務権限関連規程（稟議規程・印章管理規程・販売管理規程）も改訂し（2025年1月1日施行）、定型書式を利用しない場合は捺印申請書に基づき総務人事部長決裁をとるという社内チェックルールとともに、2025年1月1日以降の取引において使用・運用されております。

なお本内容の徹底を図るため、2025年1月10日付書簡にてグループ各社に連絡する

とともに、グループ各社内でも、営業会議等各種会議の場で上記趣旨を口頭で説明したり、役職員全員が閲覧できる共同フォルダ内に明示的に規程類を格納するフォルダを作成し格納すること等により周知徹底を図っております。

c 買戻特約のような特殊な契約を締結する場合の手順の明確化

買戻特約のような特殊な取引は取引そのものを原則禁止とし、万が一行わざるを得ない場合には、上記社内チェックルールに基づき、捺印申請書の記載を経て会社の特別の承認（取締役会の承認など）を得た場合のみ実行される手順を、上記改訂時に定め運用しております。

d 出庫・在庫管理システムの改修

2025 年 1 月に A 社（当社 HP 保守担当システム業者）に問い合わせ、「入力欄の追加」等の部分的改修であればさほど費用を掛けずに対応可能との回答を得ておりますが、現行の在庫管理システムと経理在庫システムがデータ連携できないこと、経費精算や労務管理、契約管理等の業務フローが紙ベース中心に動いていること等 D X 化が遅れている現状を踏まえると、業務効率・リスクコントロール面から改善の余地がある、との認識に基づき、今後を展望すると全体的な改修も視野に入れて検討することが必要ではないか、との意見がリスクコンプライアンス委員会の議論の中で出て、改めて B 社（役員が前職時代に利用実績ある先）に相談、2025 年 3 月同社からは「簡易的な対応から入り、長期的プロジェクトとして取り組んでは如何か」との一次提案を受けています。

その後公開買付事案等対応すべき事案が多くあり本件の検討が止まっておりましたが、公開買付も決着したことから、今後統合型 E R P の導入を意識したシステム全体の改修プロジェクト化を視野に入れて、現場だけでなく経営も巻き込んだ形で検討を進めてまいります。現状では、総務人事部担当者が中心となって、システム業者を絡めて初期検討に着手した段階です。初期検討は 9 月中を目途に完了させる予定です。

なおシステム改修に時間がかかることを受けて、2025 年 2 月以降受領書受領日を紙面へ記載する等の施策を講じております。（実施状況は確認中です）本対策の目的は、受領書をきちんと受け取っているかを、受領日を記録することで徹底しようとするものであり、システム上でも紙面上でもその目的を果たすことは可能と判断しております。

（キ）グループ経理規程関連の改訂

本件は、第三者委員会からは、グループ全体における会計上の知識不足が指摘されました。また、当社と致しましても、業務フローの改善および規程の改訂（上記（エ）参照）を検討するとともに、グループガバナンス体制を強化するために、グループ経理規程関連の改訂を進めることと致しました（2025 年 3 月末日までに改訂予定）。具体的には、リスクコンプライアンス委員会において、グループ全体の経理関連規程の状況を確認するとともに、適宜見直しを進めて参ります。グループ経理規程に買戻特約が付された場合における会計上の処理（例えば、買戻特約の例や収益認識基準の基本的な考え方、買戻特約

を認識した場合における上長や総務人事部への報告義務、経理担当者における会計処理の手順、内部監査室における事後の確認手順等）を規程やマニュアルに明記することにより、規程に則った会計処理を行うとともに、ルールがないことを原因とする不適切な処理の防止を図ります。

【実施・運用状況】

2025年3月末までに改訂予定であったグループ経理規程の改訂については、2024年9月に、不祥事の発生を受けてすぐに対応可能な再発防止策として一部改訂を実施済みです（具体的な改訂内容は、売上計上時期を「契約締結時」から「顧客に商品を引き渡した（占有を移転したとき）」に改訂したものであります）。その後遅れていた第2四半期・第3四半期決算の正常化作業を急ピッチで進めたこと、経理部長交代等の事情があり経理規程の更なる改訂が遅れておりましたが、2025年5月末までに規程案がまとまり、6月のリスクコンプライアンス委員会の審議を経て、2025年6月24日開催の取締役会で決議されました。今後、改訂されたグループ経理規程に基づき、PDCAを回しながら、規程に則った会計処理を行ってまいります。

（ク）公益通報関連規程の改定及び周知徹底

第三者委員会から、従業員が発言・提言しやすいように、今後は外部通報窓口を設けることが、企業風土の改善に資するとの提言を受け、本年11月15日の取締役会で内部通報制度規程を改正しました（本年12月1日より施行）。新たな内部通報制度規程においては、従前より存在した通報窓口である総務人事部と常勤監査役に加え、顧問弁護士を窓口とする外部通報窓口を新たに設置し（本年11月15日の上記取締役会において外部通報窓口もあわせて決定）、また、当社グループ共通の内部通報制度規程を定め、各子会社の従業員においても、外部通報窓口を含めた当該通報窓口に相談・通報することができるように致しました。なお、外部通報窓口を担当する顧問弁護士は、通報者からの通報内容を聴取し、匿名性等の通報者の意向を踏まえたうえで当社に報告し、調査の必要性や通報者に対する適切な対応等について助言を行いますが、独立性の観点から、当該通報事案の処理（例えば、訴訟や労働審判が起きた場合の代理人活動等）に関しては、当社は別の弁護士に委嘱することとし、通報者が安心して外部通報窓口相談できる体制に致します。

また、通報窓口の利用を促進するための周知活動の主管部室は総務人事部とし、利用促進の案内を行うことを同部の年次活動計画に定めるとともに、リスクコンプライアンス委員会でも、総務人事部の活動状況についてフォローアップをする予定です。

【実施・運用状況】

外部通報窓口の設置については、2024 年 11 月 15 日に取締役会で内部通報制度規程を改訂し、総務人事部及び常勤監査役に加え、顧問弁護士を窓口とする外部通報窓口を新たに設置いたしました。なお、徹底を図るためその内容を 2025 年 1 月 10 日付書簡にてグループ各社内へ周知しておりますが、全役職員がアクセスできる共同フォルダ内にも明示的に格納いたします。

なお改善状況報告書提出日現在、各窓口に対し通報実績はございません。

(ケ) 利益相反取引・関連当事者取引の監視

このたびの会計処理の訂正が必要となった取引の中に、a 氏（AAAA 取締役（代表権あり））を署名者とする AAAA との間で締結されていた売買契約書がありましたが、実質は海外顧客との取引であってそれが AAAA を介して行われただけであるという認識から、利益相反取引該当性、関連当事者取引該当性の検討が行われておらず、利益相反取引や関連当事者取引の監視状況に不備がありました。そこで、これらの取引を防止するために、役員規程及び稟議規程において利益相反取引・関連当事者取引は、原則的に禁止（取締役会の承認を得た場合は可）とすることを明確化致します。また、捺印申請書に利益相反取引・関連当事者取引に該当する場合のチェックボックスの欄を設けて、関係者が速やかに把握し、取締役会の承認なく契約締結がなされることのないように致します（改訂後の規程および捺印申請書は、2025 年 1 月 1 日に施行・使用開始予定）。

なお、全役員における関連当事者の確認は毎年度実施しており、新任の役員就任時にも当該役員に関連当事者の確認を行います。また、契約書に関する業務フローとの連携を改善する観点から、総務人事部において関連当事者をリスト化して関連当事者該当性の判断に用いるとともに、内部監査においても、関連当事者取引の存否について確認対象と致します（稟議規程に関する準拠性監査の対象であり 2025 年 1 月作成予定の内部監査確認項目リストに盛り込みます）。

このように、利益相反取引・関連当事者取引は原則的に禁止とし、やむを得ない場合には取締役会の承認を要するとともに、厳格な運用のもとで公正性を監視していく方針でございます。

【実施・運用状況】

2024 年 12 月 24 日開催の取締役会決議で、役員規程、取締役会規程、稟議規程および捺印申請書が改訂され、利益相反取引・関連当事者取引については原則禁止とし、止むを得ず該当取引を行わなくてはならない場合には、会社の特別の承認（取締役会の承認）を得ることが必要であることが明記されるとともに、捺印申請書には利益相反取引・関連当事者取引に該当する場合のチェックボックスの欄を設けて、関係者が速やかに把握し、取締役会の承認なく契約締結がなされることのないようにいたしました。

なお、本ルールの実施状況については、今後の内部監査においてチェック項目として確認してまいります。

また、2025年3月19日にグループ全体の関連当事者（個人法人とも）リストが完成しております。先立って完成していた法人関連当事者リストに関しては、運用ルール含め2025年2月18日付全社メールにて周知済みです。

なお、上記全社メール内容に付いては、風化・形骸化防止を目的に担当者がいつでも参照できるよう、全社員が閲覧可能な共同フォルダ内に明示的なフォルダ名を付して格納することとします。具体的な運用ルールは以下の通りです。（メール原文のまま）

運用ルール1.

今後は関連当事者（法人・個人）との取引に関しては、会社の承認（取締役会の承認）が必要となります。つきましては、当該法人リストにてご確認いただきますようお願いいたします。

運用ルール2.

関連当事者（個人）であるか否かの個人名チェックは、総務人事部で行いますが、営業の皆様にて関連当事者（個人）に該当する旨、事前にお分かりの場合には、ご連絡をお願いいたします。

（コ）人員の増強、間接部門の強化

当社は、かねてより少人数の体制で業務を遂行しており、上述の内部監査部門の他、経理、総務人事、法務・コンプライアンス、システム、IR等を担う間接部門において、人的リソースが恒久的に不足しておりました。本件不祥事を含む、当社の経営を巡る環境に照らして、管理担当責任者を担える適格者の選任・採用を進めております。また、直ちに職員を増員することは困難ではありますが、当社のコンプライアンス体制を構築するためには、一定の従業員数が必要であることに鑑み、リスクコンプライアンス委員会で、2025年3月末までに人員計画の策定をしてまいります

【実施・運用状況】

人員計画については、「（2）再発防止に向けた改善措置」ウ両委員会の検討結果を踏まえた各種対応（オ）事業部門、リスク管理部門、内部監査部門の峻別（いわゆる「3つの防衛線」の明確化）」に記載されている「人員配置を含む組織の見直し案」と平仄を取り策定する必要があるため、今後8月開催予定の株主総会を経て固まる役員体制を受けて、2025年9月中を目途にリスクコンプライアンス委員会で審議策定し、取締役会で決定することを目指します。

なお足元では、内部統制・管理強化を目的として以下の個別対応を行っております。まず、内部統制・管理に係る諸課題に対応するリソースを強化する目的で、2025年6月1日付で現内部監査室長と内部監査室部長を入替へ、現内部監査室部長を専任の内部監査室

長にするとともに、現内部監査室長を内部監査室部長として、管理部門専任管掌者の補佐業務も兼務させることとしました。これは他社での内部管理体制構築・運用にとどまらず営業や組織マネジメント等幅広い分野の経験豊富な現内部監査室長を第2線に投入することで、当該者が過去の経験を活かし、改善状況報告書に記載された課題や内部監査で指摘・提案された諸課題に対し、対応を図っていくエンジンの役割を担うことで、第2線が主体となって課題に取り組む推進力の強化を図ることを目的としております。

一方内部監査室においては、2025年6月1日付で採用した人材を、経理・総務・IR業務をジョブローテーションで経験させた後、内部監査室専任担当者として着任させ、内部監査機能の充実を図ることとしております。なおこのジョブローテーションは、内部監査実務を担当者として担うためには、当社Grの実務実態について俯瞰的に把握しておくことが必要であると考え、新規採用者を直接内部監査室に配属するのではなく、経理・総務・IRをジョブローテーションで経験させることで当社Gr実務実態を俯瞰的に把握させた後、内部監査実務に従事させることを目的としております。

エ 監査役会の体制強化

監査役の逝去に伴い、現在監査役が1名欠員となっておりますので、裁判所に対して仮監査役の選任申立てを行っております（申立てに当たっては、上場企業の会計業務に精通した公認会計士を候補者として裁判所に推挙しております）。

当社では、現時点では常勤監査役が税理士であり業務が繁忙であることから、フルタイムで常駐することが困難な状況です（現状、週2～3日の出勤）。そのため、2024年12月末までに監査役補助者1名を配置し、常勤監査役の業務を補うことと致します。監査役補助者のサポートを受けて常勤監査役が日常的に会社で発生する事象をキャッチアップし、速やかに他の監査役に伝達できるような体制を構築し、監査役会の機能の強化を図ってまいります（監査役補助者は、監査役3名体制となった後も継続的に監査役会の補助業務に従事させる予定です。なお、今回配置する監査役補助者は内部監査室と兼務する予定です）。また、現在、裁判所に仮監査役の候補者として推挙している公認会計士も常勤監査役としての稼働は困難な状況にあるため、次期定時株主総会までに常駐できる常勤監査役候補者を選定し、追加の監査役選任議案の上程を検討致します。

【実施・運用状況】

上記のとおり、2025年1月21日付「仮監査役（一時監査役職務代行者）選任のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、公認会計士の資格を保有する寛悦生氏が仮監査役として裁判所から選任されております。

また2025年3月に監査役会より内部監査室部長に監査役補助者就任の要請があり、内部監査室部長を監査役補助者としております。なお監査役補助者は常勤監査役の都度の指示で動くこととしておりますが、現状具体的な指示は出ておりません。

監査役会としては、常駐できる常勤監査役の選任は不可欠と考えており、2025 年 8 月開催予定の定時株主総会に、選任された仮監査役の監査役選任議案と共に常駐できる常勤監査役の選任議案も上程する方向で、取締役会に候補者の選定を依頼しております。取締役会においては、複数の取締役より私案として常駐できる常勤監査役候補者案が提示されておりますが、候補者本人の意思確認や選解任基準に照らした適格性の判定を実施したうえで最終的な選定を進め、8 月開催予定の定時株主総会へ「(常勤) 監査役選任」議案として提出予定であります。

オ 三様監査の実効性の強化

原因分析において述べた通り、当社において、内部監査室が適切に機能する体制を有しておらず、監査役および監査役会は監査法人との間で問題意識について協議や相談をしていたものの、結果としては、内部監査部門の整備等の改善策の実行にまでは至らず、三様監査として実効的に機能していませんでした。

そのため、内部監査室および監査役会の体制強化（上記ウ - (エ) およびエをご参照）に関する施策を実施することに加えて、監査役会、内部監査室および会計監査人との間の定例ミーティングを、原則として、四半期レビュー時報告会に併せて四半期に 1 回（臨時の検討事項が生じたときは随時）行うこととします。この定例ミーティングにおいて、各当事者の問題意識の共有を図るとともに、当社のガバナンス体制に問題が認められたときは、取締役会に改善を求める意見を述べることができるように致します（2025 年 1 月より実施）。

【実施・運用状況】

定例ミーティングは、当初四半期に一回の開催を予定しておりましたが、三者間の情報共有、意見交換の重要性に鑑み毎月開催が適当と判断し、2025 年 1 月 23 日を初回とし毎月 1 回定例開催しております。

(*) 2025/1/23 2/25 3/17 4/17 5/15 6/19

監査役会・監査法人・内部監査室が、それぞれの問題意識に基づき時々のトピックスに関連した情報を共有し、協議を行っております。

各回においては、

- ・1/13 は初回として今後の進め方等を協議
- ・2/25 は「2Q 決算レビュー」「2/28 実施予定全社在庫実査実施方法及び今後の進め方」「内部監査計画及び J-SOX 対応計画」「改善報告書記載の改善状況の確認」を
- ・3/17 は「2/28 実施全社在庫実査状況結果の確認」「3Q 決算スケジュールの確認」「SWH 内部監査結果の概要報告」を
- ・4/17 は「3Q 決算レビュー」「4/28 全件棚卸実施に向けた状況」「プライベートセールにおける内部統制評価」「SA 内部監査結果報告」を

- ・5/15 は「4Q 決算スケジュールの確認」「4/28 実施全件棚卸結果取り纏め状況」「SA 内部監査結果報告」「内部統制評価実施状況」を
 - ・6/19 は「4Q 決算状況」「他全件棚卸および期末実地棚卸結果」「棚卸資産評価減におけるバックテスト結果」
- をテーマとして取り上げ情報共有、協議を行いました。

カ 取締役会の事前準備、議事録作成の迅速化

原因分析でも述べました通り、当社においては、取締役会の資料の事前配布が当日になることや、事前配布を行わず会議中に資料を表示することがありました。そのため、当社役員が事前に十分な検討を行うことができず、的確な指摘をすることが困難な状況であったと認識しております。そのため、取締役会の配布資料に関しては、原則として3営業日前までに各役員に送付するように致します（その旨を含む取締役会規程を12月中に改定し、2025年1月1日より施行する予定です）。

取締役会の議事録に関しても、これまでは次回の取締役会までに議事録を作成し、取締役会において役員の確認を受けておりましたが、議事録の作成が翌月になることもありました。そこで、原則として、開催後5営業日以内に議事録のドラフトを作成してメールで送付し、出席者の記憶の鮮明なうちに、各出席者において議事録の確認及び修正を行うことに致します。また、取締役会の出席者の押印漏れがないよう、総務人事部において議事録のファイリングをする前に、全出席者の押印について確認するように致します（この点についても、取締役会規程を12月中に改定し、2025年1月1日より施行する予定です）。

【実施・運用状況】

2024年12月24日開催の取締役会決議により取締役会規程を改訂し、取締役会開催3日前までに招集通知および次第資料を各役員へ送付し、出席役員全員が議題を十分に理解し、深い議論と効果的な意思決定が可能な態勢を構築しております。

また開催後は、10営業日以内に自ら議事録に署名捺印または電子署名するとしていますが、対面での署名押印は手間やタイミング等実務的な問題点が多く、改定後も従来同様出席役員の意思をメール等で確認の上、事務局で代理押印する対応を取っております。結果、実務上押印済み議事録が作成できてしまっていたため、リスクコンプライアンス委員会での導入検討が遅れておりましたが、ウ両委員会の検討結果を踏まえた各種対応（コ）人員の増強・間接部門の強化 【実施状況】に記載した第2線強化の動きの中で検討が加速され、この実態を解消するために電子署名システムを2025年7月頃目途に導入します。

4. 本件会計処理に起因する一連の問題が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの本件会計処理に起因する一連の問題により、過年度決算短信等を訂正いたしましたことについて、株主様、投資家の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げますとともに、上場会社として重大な責任があると深く反省しております。

当社は、ガバナンス体制や内部統制が不十分であったことを反省し、このような事態を繰り返すことのないよう、改善報告書記載の再発防止策を実施し、運用してまいりました。今後も経営陣の刷新を行ったうえで、継続的に再発防止策に取り組み、信頼の回復と企業価値の向上に尽力してまいりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上